

大分県肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実施要領

制定 令和5年3月10日付け 4農畜機第6712号承認
令和5年3月 1日付け 大畜協第0301-4号

公益社団法人大分県畜産協会（以下「協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、地域における肉用子牛の発育の向上及び早期出荷を図るための強化哺乳技術の活用等の取組を支援する事業を実施することとし、その実施に当たっては要綱等で定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第1 事業実施主体

協会又は農業協同組合、農業協同組合連合会、生産者集団、一般社団法人、公社（地方公共団体等で構成されているものに限る）の団体（以下「生産者集団等」という。）が、地域における強化哺乳技術の普及に必要な事業を実施する。

1 生産者集団

3戸以上の農業者から構成され、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとする。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 肉用牛生産の振興に関する事項
- (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

第2 事業の内容

協会は、事業実施主体が肉用子牛の発育の向上及び早期出荷を図るために強化哺乳技術の活用等の取組を実施した肉用子牛生産者に対して、家畜市場への出荷頭数に応じた奨励金を交付する経費について、補助するものとする。

第3 事業の要件

1 奨励金交付対象者

奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同法第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価

格安定基金協会との間で締結している者であること。

- (2) 強化哺乳技術の活用等の取組として代用乳（飼料メーカーが保証する栄養成分の含有率として、粗タンパク質は26%以上、粗脂肪は18%以下であるものに限る。以下同じ。）を利用する者であって、2に定める奨励金交付対象牛1頭当たり45キログラム相当分を事業実施期間内に購入したことを証明する書類（電磁的記録を含む。）を保管し、その写しを提出できる者であること。

2 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象となる肉用子牛は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一の奨励金交付対象者において、国又は独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）が実施する、肉用子牛の発育の改善に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 黒毛和種であること。
- (3) 事業実施期間内に家畜市場に出荷された牛であること。
- (4) 家畜市場への出荷時点において、雄（去勢）牛にあつては満182日齢以上満270日齢以下、雌牛にあつては満182日齢以上満280日齢以下であること。
- (5) 家畜市場への出荷時点において、1日当たりの増体量（出荷時点での体重を出荷時点での日齢で除して得られた値をいう。以下同じ。）が、雄（去勢）牛にあつて1.08キログラム以上、雌牛にあつては0.97キログラム以上であること。

3 奨励金交付対象頭数

奨励金の交付対象となる頭数は、2に掲げる要件を全て満たす牛であつて、当該奨励金交付対象者が事業実施期間内に、1の（2）に定める代用乳を購入したことを証明する書類（電磁的記録を含む。）に基づき算出された代用乳の総購入量を45キログラムで除して得られた値を上限とする。

4 環境と調和の取れた農業生産活動

第2の1の事業に参加する生産者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業を実施する生産者が、GAPチャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、点検シートの提出を免除する。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、協会が定める期日までに、事業実施計画（別紙様式第1号の別紙）を作成し、協会会長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の期間

この事業の実施期間は、令和4年度及び令和5年度とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において別表の補助対象経費ごとに定めた補助率又は補助限度額により算出した額とする。

第6 補助金の交付手続き等

1 補助金交付申請及び交付決定

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、協会会長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（別紙様式第1号）を作成し、協会会長に提出し承認を受けるものとする。

協会会長は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知（別紙様式第2号）により、事業実施主体に通知するものとする。

- (2) 第1の規定により生産者集団が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体が属する農業協同組合（以下「取りまとめ農協等」という。）は、事業実施主体の補助金交付申請書等を取りまとめの上、自らの補助金交付申請書等とともに協会会長へ提出するものとする。

また、協会会長は、取りまとめ農協等を通じて、事業実施主体に交付決定通知を送付するものとする。

2 補助金交付変更承認申請

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）を作成の上、協会会長に提出し、承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

- (2) 取りまとめ農協等は、事業実施主体の補助金交付変更承認申請書を取りまとめの上、自らの補助金交付変更承認申請書とともに協会会長へ提出するものとする。

3 補助金の支払

- (1) 協会会長は、この事業の円滑な実施を図るため、事業実施主体からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に事業実施主体から補助金概算払請求書（別紙様式第4号）の提出があり、協会会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

- (2) 取りまとめ農協等は、事業実施主体の補助金概算払請求書を取りまとめの上、自らの補助金概算払請求書とともに、協会会長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式第5号）を協会会長に提出するものとする。

- 2 取りまとめ農協等は、事業実施主体の実績報告書を取りまとめの上、自らの実績報

告書とともに、協会会長に提出するものとする。

- 3 協会会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を事業実施主体へ通知するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、協会会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに協会会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により協会会長に報告しなければならない。

なお、取りまとめ農協等は、事業実施主体の消費税等相当額報告書を取りまとめの上、自らの消費税等相当額報告書とともに、協会会長に提出するものとする。

第9 事業の推進等

事業実施主体は、県の指導の下、関係団体、協会との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものと

する。

2 事業実施主体は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を協会会長に提出するものとし、協会会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。

3 事業実施状況の聴取等

協会会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和5年3月1日付け 大畜協第0301-4号）

この実施要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
<p>強化哺乳技術を活用した 早期出荷支援事業</p> <p>1 早期出荷支援対策</p>	<p>強化哺乳技術の活用等の取組を実施した肉用子牛生産者に対して、家畜市場への出荷頭数に応じた奨励金を交付</p>	<p>定額 (1頭当たり6千円以内)</p>

別紙様式第1号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住所
団体名
代表者名

〇〇年度において肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）を下記のとおり実施したいので、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の1の（1）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業 (1) 早期出荷支援対策				
計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実施計画書

(2) 生産者集団等の規約等

ア 生産者集団が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）

イ 会社が事業実施する場合は、定款

(3) 実施要領において添付の指示があるもの

(4) 協会が添付を指示したもの

別紙様式第2号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金交付決定通知

番 号
年 月 日

事業実施団体等

代表者名 殿

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長

年 月 日付け第 号をもって申請のあった〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、年 月 日付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。
① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
② 〇〇年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 4 事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）及び〇〇県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の定めるところに従わなければならない。
- 5 この補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場

合においては、速やかに協会会長に報告してその指示を受けなければならない。

(注) 本文中、「記」以下の記載内容については、理事長から大分県畜産協会会長に対して交付される肉用牛経営安定対策補完事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件(以下「附すべき条件」という。)が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。

別紙様式第3号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援
支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業
（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）の実施について、下記のとおり変更したい
ので承認されたく、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の2の（1）の規定
に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

内容は、別紙「〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期
出荷支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位： 円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業 (1) 早期出荷支援対策				
計				

(注) 2 及び 3 については、別紙様式第 1 号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を () 書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の3の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	年月日ま で予定出 来高 (⑤+⑥) /②	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①=④				
合計	円	円	円	円	%	円	円	%	円

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 預金種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第5号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）について、下記のとおり実施したので、大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第7の1の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業 (1) 早期出荷支援対策				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額①	概算払受領額②	精算払請求額①-②

5 事業完了年月日

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先

(1) 金融機関名

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第6号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金の額の確定通知及び支出について

番 号
年 月 日

事業実施団体等

代表者名 殿

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長

年 月 日付け第 号をもって提出のあった〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので、既に交付した補助金 円との差額金 円が別途支出されるので通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|--------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績確定額 | 円 |
| 3 | 概算払済額 | 円 |
| 4 | 精算額 | 円（2－3） |
| 5 | 振込年月日 | 年 月 日 |
| 6 | 振込先 | |
| | (1) 金融機関名 | |
| | (2) 預金種類 | |
| | (3) 口座番号 | |
| | (4) 口座名義 | |

別紙様式第7号

〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 大分県畜産協会
会 長 殿

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業）補助金について、〇〇県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 金 円を返還します。

記

- 1 補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

計画・別紙

肉用牛経営安定対策補完事業(強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業)
実施計画

1 早期出荷支援対策

番号	生産者集団等	取組の名称 (※)	取組で使用する 代用乳の 製品名	取組農 家戸数	取組農 家の 市場出 荷予定 頭数 (令和4 年10月 ～5年3 月)	出荷目標	
						出荷 月齢	DG
1							
2							
3							
合計							

※各 JA や各都道府県で作成したもの、農協連等の全国組織が作成したもの、飼料会社から作成したもの等の名称を記載すること。

複数の取組が存在する場合は、全ての取組を記載すること。

※取組の内容を示す資料を添付すること。

別紙1

強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業

(単位:千円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
2		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
3		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
4		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
5		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
6		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
7		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
8		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
9		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
10		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
11		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
12		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
13		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
14		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
15		R4.10.1～ R5.3.31	奨励金の交付	1頭当たり6千円以内							
合計				計							

計画別紙2

2 生産者集団等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	取りまとめ 農協名	生産 者 集団 名	事務 所 所在 地	代表 者氏 名	構成 員戸 数	飼養戸数及び頭数				出荷 頭数	備考
						経営形態	戸数	子取 り用 雌牛	肥育 牛		
1											
2											
計(集 団数)											

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。
 4 地域実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

(2) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社、農 協等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
		繁殖 経営	肥育 経営	一貫 経営	合計	子取り用雌牛	肥育 牛	育成 牛等	合計	
1										直近の頭数調査結果
2										
計(集 団数)										

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

別紙様式第 8 号

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート（家畜の飼養・生産）

【点検方法】

- ① 毎年、各項目について過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。（例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。）
- ③ 点検は、農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

チェック欄

<p>家畜排せつ物法の遵守</p> <p>1 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。</p>	<input style="width: 50px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p>悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行</p> <p>2 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要員の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<input style="width: 50px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p>家畜排せつ物の利活用の推進</p> <p>3 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<input style="width: 50px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p>環境関連法令への適切な対応</p> <p>4 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p>	<input style="width: 50px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p>エネルギーの節減</p> <p>5 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input style="width: 50px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p>新たな知見・情報の収集</p> <p>6 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input style="width: 50px; height: 40px;" type="checkbox"/>

【 該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など（記入欄） 】

点検日
点検者

令和 年 月 日